

発 言 者	議 事
委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長	〔 3 月 1 1 日 〕 一言御挨拶を申し上げます。 第 1 回定例会において、議会予算審議特別委員会の委員長を仰せつかりまして、委員各位の御賛同を得ました。誠に光栄に存ずるものであります。 委員皆様の格別なる御支援を賜り、委員会の運営に当たってまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 以上、甚だ簡単であります、御挨拶といたします。 ただいまの出席委員数は 9 名であり、定足数に達しておりますので、議会予算審議特別委員会を開催します。（ 1 3 : 4 5 ） 直ちに議事に入ります。 本特別委員会に付託された案件は、令和 3 年度厚沢部町各会計歳入歳出予算に対する審議であり、一般会計予算および特別会計予算 6 件、合計 7 件の審議であります。 なお、質問者、答弁者ともに着席のままとし、質問は一問一答式で行い、質疑の回数制限はありません。質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁を心がけてください。 また、発言は必ず委員長を通してから行うようお願いします。 議案第 1 号 令和 3 年度厚沢部町一般会計予算、議題とします。 議案の説明を求めます。 税務財政課長

税 務 財 政 課 長	議案第 1 号の令和 3 年度厚沢部町一般会計予算の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
委 員 長	審議の途中ですが、14 時 30 分まで休憩します。（14：18）
委 員 長	休憩前に引き続き議事を続行します。（14：30）
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
委 員 長	審議の都合上、歳入、歳出とも款ごとに質疑を賜ります。
委 員 長	歳入、1 款町税について、13 ページから 19 ページです。
委 員 長	4 番、松村委員
松 村 委 員	14 ページの法人のところですがけれども、法人税のほうが昨年よりも少なくなっているんですけども、その内容を教えていただきたいと思います。
委 員 長	税務財政課主幹
税 務 財 政 課 主 幹	今回法人税、特に法人税割のほうを減収となるという形で見込ませていただきました。要因としましては、今年度の法人税、先ほど補正予算案でも承認していただいたんですが、令和 2 年度につきまして、もう既に 4,000 万円ほど減額を見込んだ部分があります。引き続きコロナの影響等、法人税を納めている業者がほとんどない状況になっておりますので、今年度の実績を見て、前年比の大体 5 割程度が対象となるだろうという予算計上をさせていただいておりますので、ここの法人税のところに課税標準額という記載がありますが、その欄がおおよそ 50%の額として今年度見込ませていただき、税率は変わりませんので、収入見込率 100%で、その額相当分が、そのままほぼ減額となった理由となっております。 以上です。

委 員 長 中 山 委 員	1 番、中山委員 入湯税についてお聞きしたいんですけれども、今回 4 2 万 5 , 0 0 0 円ほど減額しているんですけれども、これはコロナの影響を考えた中で、去年の実績を踏まえて、今回このように減額したのかどうか、それについて説明していただきたいと思います。
委 員 長 税 務 財 政 課 主 幹	税務財政課主幹 この入湯税につきましては、中山委員のおっしゃるとおり、基本的にはコロナの影響で、まだ引き続き入湯客が、今年度もそんな簡単には、おとし程度の回復はしないであろうという判断をさせていただきました。ちなみに、令和 2 年度中の実績、全部終わっていないところの実績でも対象になっている 2 施設ともで、大体 8 割から 7 割以下の入湯客の人員となっておりますので、それに対して、それをほぼ同額レベルで今年度も推移するだろうという判断をしております。 以上です。
委 員 長 中 山 委 員	1 番、中山委員 参考までに、上里温泉、うずら温泉、館地区憩いの家、それから俄虫温泉もそこに入っているのかな、その大体の見積りが 8 割から 7 割ということで、その比率というのは、どのような状況で見積りを取ったのか。
委 員 長 税 務 財 政 課 主 幹	税務財政課主幹 令和 3 年度の入湯税の積算ベースで考えますと、まず入湯税の対象施設はうずら温泉と俄虫温泉のみとなります。その他の上里温泉と館地区憩いの家では、同じ料金ではありますが、その 2 つの施設は入湯税の対象外になっていきますので、この数字には入っておりませんので、まずそれ

委 員 長 町 長	を御確認ください。 よって、うずら温泉につきましては、大体令和元年度がおよそ2万4,000人程度で推移し、俄虫温泉につきましては、大体4,000人強を令和元年度中で、それぞれ入湯税として課税対象として入ったものを、それぞれ減額して内容にしております、トータル、令和元年度実績だと2万8,000人強を見越していたんですが、先ほど言ったとおりに計算しますと、うずら温泉では大体2万人ちょっと。俄虫温泉が2,670人程度という形で予算を計上しております。（委員長、もう一回分かりやすくの声あり） 町長 今、主幹のほうで話ししましたように、入湯税対象、要するに公衆浴場法に該当させない分とさせている分が、4個ある風呂の中で2つになっています。したがって、この公衆浴場法でうずら温泉と俄虫温泉が正規に入湯税を取って納めなければならない温泉です。それから、上里温泉と館温泉は、これは入湯税対象にならない、要するに銭湯みたいな扱いの中でやっているわけですから、この2つは入湯税は取らない。取らないけれども同額で入湯料にしていますので、それぞれ、税では入らないけれども、料のほうであとの2つは入ってくると、こういう格好です。 そして、コロナもあるからお客さんもあまり動かないだろうという予測の中で、うずら温泉については2万4,000人、俄虫温泉については4,000人の8割方の積算をしたと。こういうことの224万5,000円の内訳であります。
委 員 長 委 員 長 山 崎 委 員	町税について、あと、ありませんか。 2番、山崎委員 町税の滞納繰越の関係でありますけれども、まず1つは、滞納繰越額354万3,000円、

委員長 税務財政課主幹 山崎委員 委員長 税務財政課主幹	これは何人で、どういう状況になってこういうふうになっているのか。 それと、もう一つは、収納見込率というのは１５％で、私に言わせるとかなり低い形に設定をされているということなので、何で１５％なのか、その辺の根拠をお示してください。 税務財政課主幹 確認させてもらいたいんですけれども、滞納繰越額の金額は１３ページに記載のある金額を確認しているのでしょうか。全部のトータルをおっしゃったのでしょうか。 まず、１３ページの３５４万３，０００円、この件が１件、それと１５ページの固定資産税の関係も滞納繰越ありますので、これの６６１万９，０００円、これの内容説明、件数、それからどういう状況下でこういうふうになっているのか。 税務財政課主幹 まず、１３ページ分の町民税の滞納繰越の現状ですけれども、金額的には、今年度分がまだ完全に終わっていませんので、見込みと言えは見込みなんですけれども、現状の滞納繰越件数につきましては、未納分２４４件で、大体３５４万３，０００円です。２４４件なので、人ではないです。 人数で換算しますと、町民税でいくと、大体２６名になります。 １５ページ、次の固定資産税相当分なんですけれども、未納の件数でいきますと７０２件ほどになります。実人数でいきますと、現状滞納繰越者の実人数はおよそ３１人になります。 以上です。（１５％はの声あり） すみません。収納率の算定、今回見込率を出したことについては、別に、ここの数字につきましては予算ですので、あくまでも、今までの過去１０年強程度の歳入実績、この実績では決して
---	---

	いいとは思っていませんけれども、この収納率であれば取れてきた率を換算した上で、固定資産税と町道民税も、どちらも大体同じ平均率、平均でこれぐらいは取れるという最低ラインですので、これを目標にして、決して処分しているわけではなく、当然現年分も含めて100%になることが大前提で、事務処理はさせていただいております。
委員長	審議の途中ですが、暫時休憩いたします。（14：43）
委員長	審議を続行いたします。（14：48）
委員長	2番、山崎委員
山崎委員	町民の責任というのは、税に対してはやっぱりきちっとした公平で納入してもらおうというのが建前だろうと私は思っています。ですから、先ほど言いましたが、この滞納繰越金というのは、何かのいろいろな事情があるんだろうと思うけれども、しからば354万3,000円の滞納、町民税、町税であります、この方が一番古い、26名の方の中で、一番古くから滞納されている方は何年前からものがありますか。
委員長	税務財政課主幹
税務財政課主幹	一番古いものになりますと、町民税だと平成20年度があります。
山崎委員	20年。
税務財政課主幹	はい。
委員長	それ、平成20年ということで間違いないですか。
税務財政課主幹	はい。
委員長	山崎委員、そういう答えです。
委員長	2番、山崎委員

山 崎 委 員	私、法律的なこと、よく分からないんだけど、例えばこういう税関係については、１０年とかというようなサイクルで、もし徴収されない場合は時効とかそういうことが発生するというのを聞いているんですが、平成２０年というと、十何年も経つわけでしょう。
委 員 長	税務財政課主幹
税 務 財 政 課 主 幹	今山崎委員のおっしゃるとおりで、時効は５年です、確かに。ですけれども、本人と折衝した上で、本人が納付を確認して納付折衝した上で誓約を結んでいる部分とか、あと、差押えにより時効中断という形になっているものについては、その時効は当然止まりますので、そういう年数のものがあるということになります。逆に、こちらは、ある程度取れそうな方に対しては、単純に支払い能力がないという判断をするのではなく、何らかの形で時効を中断させる行為を、先ほど言った納税誓約または差押え等により、多少状況を待ちながら、本人の納付に導くという判断をしていますので、昨年等も時効というものはなるべく出ないようにこちらでも処理していますので、当然そういう年数のものも出てきても仕方ない。仕方ないという表現はおかしいですけれども、公平な負担を維持するためには、安易な処理はしないという方向でやっておりますので、そういう年度があります。
委 員 長	２番、山崎委員
山 崎 委 員	今、１０年以上も経過しているんですね。そうすると、この対象になる方はどういう生活環境なのか、よく私は承知しておりませんので、かなりやっぱいろいろ厳しいんだろうとも思います。ただ、最近確認はしていないんですが、行政のサービス制限条例というものがたしかあるはずなんですよ。それは、こういう滞納している方には行政のサービスをしませんよというような、かなりきつい条例だと私は記憶していますが、この方はどうなんですか。この２０何名な

委員長 税務財政課主幹	り、それからまだあとに。 それと、もう一つは、滞納しているわけだから、当然延滞金が発生しているわけでしょう。これは賦課していますか。 税務財政課主幹 サービス条例の基準には、当然単純に滞納している方であれば、制限ということで、必ず対象事業につきましては、税務課の確認を得て、こちらが駄目ですと、この人は滞納しています、納付誓約もできていませんという人については、却下しています。ただ、先ほど言った人数の中では、変な言い方ですけども、当のサービスを使っている理由がない場合が多くて、あまり、今年も今のところ、去年も1件程度しか、実際に申請が上がった後に、この方は対象者ですから制限ですよという答えになる場合がないのも実情であります。 延滞につきましては、前も何回か国営のときにも説明しましたがけれども、全ての納付の確定後に対して、延滞金をその方に対して通知しています。当然払ってくださいよという通知は出しています。 ただ、本人の今まで置かれた状況なりを勘案した中で、町長に確認してもらいまして、免除とできる場合もありますので、町長が認めたものは免除できますので、その辺も、今年も2件ほど状況出たんですけども、今までの状況等判断して、免除しますという決裁もやっておりますが、当然全部納付いただいた後には、うちの町から延滞金はどうですよと通知して、それでもし払ってこないようであれば、それに対しての差押えも執行する前提。たまたま延滞金を通知した中では、未納となっている者はいないものですから、そこまでは執行していませんけれども、当然延滞金も通知した後に納付がない状況については、差押えもできますので、それも想定してい
------------------------	---

委員長 山崎委員	るつもりであります。 2番、山崎委員 すると、収入見込率15%というようなそういう設定の仕方というのは、私はちょっと低いなという、やっぱり税務課の努力、足りないと思いますよ。15%ということであると、当然滞納が累積していきますよ。だから、さっき、主幹も言いましたように、税というのは皆さん公平でなければならないわけだから、サービス受けるのも公平、責任も公平でなければならないわけでしょう。だから、私は、ぜひ町民の皆さんすべからく理解してほしいと思うんですよ、そういう責任というのは。 いかななものでしょうか。15%というのはどうなんですか。これ、例年大体見込みは15%とというのはぶれないんだね。そうでもなかったですか。（そうですの声あり） そうですね。別にこれ、条例で15%以上いただいては駄目だというようなことではないわけでしょう。だから15%だら、どうなんだべ。
委員長 税務財政課長	税務財政課長 この15%の率につきましては、例年予算委員会の席で結構話題になるというか、低すぎるのではないかというような御指摘をいただくところではありますが、あまり過度に上げて、実際入ってこないというのもあるんですけども、今実際、2月末現在の数字ですと、町民税ですともう25%ぐらいいっているということもありますので、確かに、上げてそのまま徴収できればいいんですけども、あまり過度な期待といいますか、そういうこともどうなのかなということで、例年15%で計上させていただいているというところがございます。
委員長	2番、山崎委員

山 崎 委 員	私も、監査委員をやって、いろいろ監査請求の中には、こういう滞納額が長期化することによって、必ずいろいろな不納額の発生とか、いろんなそういう問題も発生するんですよ。ですから、最大の努力をして、やっぱり公平な負担は何とかお願いしていくという、そういう姿勢をきちっとした形で指導してほしいというふうに思います。
委 員 長	答弁よろしいですか。
山 崎 委 員	あと、決算委員会あるべ。１５％は駄目だよ。
委 員 長	７番、上戸委員
上 戸 委 員	１８ページの市町村たばこ税という欄ですけれども、今年の予算が２，８８９万７，０００円ということで、前年より１２３万９，０００円少なくなったんですけれども、この要因と、たばこ税というのはどのぐらいの率で市町村にもらえるのか、それを伺いたいと思います。
委 員 長	税務財政課主幹
税 務 財 政 課 主 幹	減額とした要因なんですけど、たばこ税は平成３０年の１０月以降、毎年１０月に値段が着実に上がるという税制処置になっていまして、昨年の１０月にも、単価的にあれですけれども、１，０００本当たりで、地方税で０．４円ずつ、ずっと上がっています。今年の１０月にも、また上がります。今年度の収支につきましても、単価が、たまたまこの税額の基本単価、後で紹介しますが、この単価がある程度上がっているおかげで数字を維持してきたんですが、販売本数につきましても、ほぼここ５年辺り、毎年前年比５％ぐらいずつ、やっぱり高くなっている分だけ購入されている方が減ってきていますので、当然下がってくるであろうと。令和３年の１０月にも、また値上げが確定している状況でありますので、令和３年度の秋以降にも、また減少がもう少し激しく、まだ下がるであろうということで、一応売上見込みにつきましても、今の

委員長 上戸委員 委員長 税務財政課主幹	価格の段階でなっている 9 月分までは前年比マイナス 2 %、令和 3 年の 1 0 月分以降の売上げについては、同じ前年同月以降のマイナス 5 %で今年度は計上しております。 ちなみに、今の一般的なたばこ、小売価格が 5 4 0 円、2 0 本入のたばこにしますと、1 4 2 . 4 4 円が国税相当分、地方税相当分が同じく 1 4 2 . 4 4 円、これでたばこ税。そのうち市町村に入ってくるのは、今の 2 0 本 1 箱に対して 1 2 2 . 4 4 円。だから、1 箱たばこを買ってもらうと、たばこ税は 1 2 2 . 4 4 円を納めていただいているという計算になります。税金の割合につきましては、ほぼ半分以上が、5 2 . 8 %が国税と地方税でたばこの金額が成り立っている、今の現行の値段で成り立っているという形になっております。 以上です。 7 番、上戸委員 そうしたら、今日だったか、補正予算でたばこ税の部分については、補正でプラスしていただいて、3 , 1 4 2 万円の決算見込みみたいになっていきますけれども、それよりも 1 割ぐらい下がるというふうな感じですね。 税務財政課主幹 そのとおりです。あの金額は確かに前年の 1 0 月分以降の、今の値段である程度売上げが下がってきたんで、それを見越した上で、さっきの 1 割ぐらいの減で見ました。ただ、前年の当初予算で同じく見込んだときには、意外に、9 月まではそれなりに売っていたのと、やっぱり値上がりする前には駆け込みに需要する部分もあるので、若干その反動もあるのかなという見込みもあったんですけれども、一応 1 0 月、1 1 月がある程度同じ数字できたものですから、ということは、少し、やっぱりみんな、また値段が上がったことによって、たばこをやめられた方が増えた
--	---

	のかなというふうにこちらのほうでは判断しまして、減額と。今年度は、たしか令和２年度補正では増額補正させていただいたんですが、もう少し下がるであろうという判断をさせていただきました。
委員長	７番、上戸委員
上戸委員	たばこを吸え吸えというような環境でもないんですけども、一生懸命吸わせて、たくさんたばこ税徴収するようにお願いしたいと思います。（ありがとうございますの声あり）
委員	１款町税について、あと、ありませんか。（発言する声なし）
委員	では、ないようですので、２款地方譲与税について、２０ページから２２ページです。
委員	地方譲与税、ありませんか。（発言する声なし）
委員	ないようですので、３款利子割交付金について、２３ページです。（ありませんの声あり）
委員	それでは、４款配当割交付金について、２４ページです。（ありませんの声あり）
委員	それでは、５款株式等譲渡所得割交付金について、２５ページです。（発言する声なし）
委員	では、ないようですので、６款法人事業税交付金について、２６ページです。
委員	７番、上戸委員
上戸委員	この法人税交付金というのは、どのような趣旨の収入なのか、説明をお願いします。
委員	税務財政課長
税務財政課長	この法人事業税交付金というのは、前のほうに法人町民税というものが出てきたかと思うんですけども、実は、それは、厚沢部町で幾ら事業所があったとしても、町民税の法人税割というのは、人数で案分されてその町に支払われるんですけども、例えば、厚沢部町に何億とか、今、国道の中山トンネルとか工事やっていますし、新幹線の工事とか、何百億円になるのか分か

	らないですけれども、巨額な資本投下があったとしても、法人税で入ってくるお金というのは、法人税だけで見ると、そこにいる人数で案分されて入ってくるわけですから、非常にこれ、都市部に法人町民税というのは税収が偏りやすいというふうに前から批判を受けていたところでございまして、これ、実は去年からできた制度で、それをちょっとでも解消しようということで、ほんの少しの金額なんですけれども、こういった金額を町にそれぞれ交付するという制度というか、そういう意味合いの交付金でございます。
委 員 長	7 番、上戸委員
上 戸 委 員	そういう趣旨なのは大ざっぱには理解しましたがけれども、去年よりも少なくなっているということは、そういう業者が少なくなっているというように捉えてもいいんですか。
委 員 長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長	この交付金の算出の仕方が結構複雑でございまして、一応このとき見たときには法人町民税のほうの課税標準額というのが前のほうに出ているんですけれども、そちらも先ほど言われたとおりかなりな落ち込みであるということで、そちらのほうを参考にさせていただきまして、その課税標準の 2 % 程度を見たわけなんですけれども、そちらのほうがかなり落ち込んでいるということもあるので、マイナスで、約 4 0 万円ぐらいなんですけれども計上させていただいたというところでございます。
委 員 長	あと、ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	それでは、7 款地方消費税交付金について、2 7 ページです。
委 員 長	ありませんか。
委 員 長	7 番、上戸委員

上戸委員	この地方消費税交付金というのは、一般企業だとか、みんなが払った消費税を一旦国が徴収して、それを地方に分配すると。そのうちのたしか１％かそこら辺の財源だと思うんだけど、今、日本の景気がすごく悪くなっているというふうな状況の中で、算定もかなり難しいだろうけれども、去年と同額で見たというのはどういうふうな理由からなんでしょうか。
委員長 税務財政課長	税務財政課長 地方消費税交付金につきましては、買う段階で１０％、今課税されるわけなんですけれども、２．２％が地方にということで交付されているところでございます。昨年度、実はこれ、令和元年度１０月からの消費税アップのスタートだったんです。半年分ということで、ちょっと増額させて見させていただいたんですけれども、今回１年間の措置ということで、大体同じぐらいになるのか、ちょっと想像は、消費動向がどうなるかが分からないのでつかないんですけれども、大体同額か、もしくはちょっとは増えるかなというふうな感じではいるんですけれども、半年分と１年分ということで、変わらず見させていただいた、計上させていただいたということでございます。補正で増やしたのは令和元年度分が令和２年度分に。
委員長	７款、あと、ありませんか。（発言する声なし）
委員長	ないようですので、８款環境性能割交付金について、２８ページです。
委員長 中山委員	１番、中山委員 環境性能割交付金なんですけれども、これはどういうものに対しての交付金なのか。この環境性能割というのは何を意味しているのか、ちょっと理解できないので。どういう形で町に入ってくるのか。
委員長	税務財政課長

税 務 財 政 課 長	この環境性能割交付金につきましても、非常に新しい制度といたしますか、令和元年度からできた制度なんですけれども、それまで、予算書に自動車取得税交付金というものがあったと思うんです。その自動車取得税につきましては、自動車を買ったときにかかる税金なんですけれども、消費税と二重課税という批判をかねてからいたんですけれども、消費増税があった令和元年10月をもって自動車取得税のほうが廃止になったんです。ただ、自動車取得税が廃止になって、町にも交付金が入ってこなくなったんですけれども、それでは歳入も入ってこなくなるのも困るということで、名前を変えて、環境性能割交付金という制度といたしますか、税のほうに変わった、この名前になったところなんですけれども、内容といたしましては、環境性能割というだけあって、本来は買うときに3%税金がかかるんですけれども、環境性能割、環境に優しい、環境に非常に配慮した車というものが今、非常に出ていまして、その環境の性能に応じまして、3%が2%になったり、2%が、さらに高度だと1%になったり、電気自動車だとまるっきりもう税金がかからないという制度でございまして、それは一旦北海道のほうに納められると、税金は。市町村には、市町村の道路の延長ですとか道路の面積に応じて案分して交付されるという制度の環境性能割交付金ということでございます。
委 員 長 中 山 委 員	1 番、中山委員 今、課長の説明では、軽トラとか普通乗用車を購入したとき、購入台数によってそれが北海道から入ってくるということですか。
税 務 財 政 課 長	軽自動車は、またちょっと別なんですけれども、これは普通乗用車分で。買ったときに、中古でもそうなんですけれども、50万円以上の中古車を買った場合には税金の課税対象となりまして、一回全部北海道で集めるよと。それで、先ほど言ったとおりその町の道路延長ですとか道路

委 員 長	面積に応じて配分されるという趣旨の交付金でございます。
中 山 委 員	1 番、中山委員
委 員 長	これ、100万円減じるということは、当町において、今年は買う人がいないだろうという。
税 務 財 政 課 長	税務財政課長
	景気の動向も若干あるのかなという気もしまして、実際400万円見ても、今年度入り方がそんなに入ってきていないといえますか、低く入ってきているような状況でもございますので、まだどうなるかは分かりませんが、そういった消費動向も含めて100万円減じて予算計上させていただいたというところでございます。
委 員 長	9 番、高田委員
高 田 委 員	今のその話からいくと、いずれ、要は環境性能のいい車であれば、税金はかからなくなるんだから、いずれはこの環境性能割というのはなくなる可能性はあるということですね。
税 務 財 政 課 長	今のところの制度では、3%、2%、1%、非課税となっていて、非課税というのは、先ほども申したとおり電気自動車なんです。ただ、行く行くそういった形で電気自動車が普及すれば、なくなるのかもしれませんが、また、代わりの制度で、歳入がなくなるというのは困るので、制度が、また、ひょっとして名前を変えて誕生するかもしれません。
委 員 長	8 款、あと、ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	それでは、9 款地方特例交付金について、29 ページです。
委 員 長	地方特例交付金、ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようです。
委 員 長	10 款地方交付税について、30 ページです。

委員長 山崎委員	2番、山崎委員
委員長 税務財政課長	まず、地方交付税が前年と比較して3, 100万円増額という形で見ているんですが、この根拠は何か、逆に交付税が少なくなっていくというのは意味が分かるんだけど、多くというふうに見積もるということはすばらしいと思います。だから、その3, 000万円からのアップという、その材料は何でしょうか。 税務財政課長 ここで3, 100万円増えているのは、前年から予算額を見ますと、若干減ってはいるんですけども、一般財源という部分では負担が増えておりまして、要するにマイナス、予算査定をやった段階で、まだ、ちょっと歳入が、最終終わっても2億円ほど足りなかったということもありまして、交付税のこの金額が見込額ではないんですけども、見込額ではなくて、まだ留保にも見込みの間に余裕があったものですから、その歳入不足分を3, 100万円上げて、ほかでも上げているところありますけれども、そこで歳入の不足分をプラスしてみたということでございます。 ちなみに、令和3年度見込みですけれども、いろいろ町村に合わせた率等で算定した結果、22億8, 000万円ぐらいは交付されるのかなと。ただ、まだ見込みの段階なので何とも言えませんけれども、そういった予測もありましたので、ここで3, 100万円プラスして計上させていただいたというところでございます。
委員長 山崎委員	2番、山崎委員 町長の行政執行の中には、本町の財政ということに対しても触れられておりました。今までいろいろ財政改革等々やりまして、私は、他の町よりも財政的にはかなりきちっとした健全財政を

委 員 長 町 長	担っているなというふうに、そういう感じを持っています。 しかし、町長もここにおっしゃっているとおりでありまして、問題は地方税の自主財源が乏しい、そういう状況でもあるということです。特に、私は、どちらかと言えば農業関係もその年によっては上がったり下がったりが激しくなるという、そういう状況でもありますし、特に、本町財政の過半数というのは交付税というのが半分占めるわけですから、大変重要な財源になる。わけなんです。 町長に次に聞きたいと思いますが、この地方交付税のこれからの見通しというか、特に人口減少等々関わりますと、国は交付税は下げてくるというそういう言い方をしていますので、この辺の見通しというのは、本町も人口は減っていますから、見通しはどういうふうに見ているのか、参考までにお知らせ願いたいと思います。 町長 今、委員が言われるように、交付税は総務省の判定によりますと、４年間で６％下げていくよと。だから、大体２％弱ぐらいずつ、そのぐらいずつ交付額を下げますという計画の基にきました。 しかし、我が町におきましては下がっていないよという実態は、交付税対象のものは毎年増えていると、逆に言う。例えば特交なんかでも、今、新しく出てから厚沢部町は一番最初に取り組んでいる協力隊の人件費だとか、あるいはこういうものに対する交付税対象、こういうものも増やしていっていると、毎年。だから、当初からの額が下がらないようにしていると。 一つ参考に申し上げますけれども、病院の交付税というものがあります。これ、３条予算のほうに来る予算というのは平成２９年度では６，２００万円来ていました。今、何ぼ来ているかと
----------------------	--

委員長 山崎委員	いうと、4, 800万円。もう既に、平成29年から令和2年まではそのくらいの差で落ちているわけです。だから病院というのは、今、使われているベッド数に変わったということもありますけれども、ガーンとへこんでしまっていると。病院の交付税なんか見てもそのくらい減っているということは分かります。ただ、病院の交付税、相対的には減らしていないのは、逆に4条予算のほうの町が金をぶち込んで、その病院に機械を入れたり何なりをしていて、相対的には当時の総額となるべく減らさない、そういう体制を取って病院経営をさせていると、こういうことから、交付税総額的にはそんなに減っていませんけれども、実質的に3条予算のほうではこのくらい大きく減っていると。 これ、何にもやらなければ、この減った額よりないわけですから、そういうふうな考え方、ですから、やはり財政の運営計画というものは、いかに特財の対象になり、特財のほかの持ち出しの交付税対象を、今、単に言うと、過疎債なんて、7割から8割の対象事業あるわけですから、その7割が、半分自主財源の7割を交付税でもらうという、残り何ぼ負担すればいいかと、こういうふうな計算になるわけですから、物事を計画する段階には、そういう、最終的に、向こう5年10年にこの町が何ぼ負担しなくてはならないかという計算を入れた中で、その事業計画をしなければいけない。そうでなければ、必ず基金なんてものは底をつくということになるわけですから、もう株式会社と同じ経営を自治体もするべき、こういうふうな感じでおります。 2番、山崎委員 町長、先ほど私も言いましたのは、やはり町の財政を健全に、強固なものにするためにも、地方税といいましょうか、自らが働いて売上げを伸ばして行って、納税をするという、そういう自主財源をつくり出すという、そういう基礎的なきちとしたものをやっぱり強固に確立していく
---------------------	---

委 員 長 町 長	必要性があると思うんです。ですから、例えば農業であるとか他の企業であるとか、商店もそのとおりだと思いますので、その辺のところも、将来的にも健全経営してもらって、町に対しても、いろいろなこういう財政的ないろんな形のお付き合いできるような、そういう産業なりを育成していかなければならないと私は思うんです。 それと、町長ももう御存じのように、今 2 2 7 号線の中山トンネルの掘削にも函館の大きな業者が入ってきて、鶉町の焼酎工場の手前の道路側のほうに、30 人の宿泊するような、事務所というような形で構えて事業を展開するということなんで、私は、その責任者の方に説明をするか、来てほしいということで、町内会長という立場で行きました。何とかいろいろ、何とか利便性があることが発生しないかなと思って、とにかく厚沢部町でつくった焼酎を毎日でも飲んでほしいということを宣伝しました。それと、やっぱりうずら温泉があるので、ぜひ、働いている方々にはそこで癒やしをしてほしいんだという、そういう宣伝をしました。 だから、本来であれば、あそこなんて、トンネルも一部分有料にして、厚沢部町を通過したら厚沢部町で有料でいただきますというふうな、何かユニークなアイデアないものかと思ったりもして、とにかく 2 年間は業者が入ってきて、厚沢部町で事業を展開するようでありますから、いろんな形で、トンネルができれば必ずこっちのほうに人の出入りは激しくなると思うんです。その辺のところも考慮しながら仕掛けをしてみたいなというふうに思ったりしています。町長はどういう考えを持っていますか。 町長 山崎委員が言われるように、何らかの対策を、今のこの事業に、工事でおいでになった方々に転嫁させて、厚沢部町のためにならないかと、こういうことは当然思うわけであります。今、税
----------------------	--

の関係は先ほどから出ていますように、住民にならなければ課税ができないという。国勢調査は、住民にならなくても、1年間ここで生活できる態勢にある主要生活地区ということで、これは住民票がなくても厚沢部町の住民でカウントできるんですけれども、税だけは住民票を持ってこなければ課税できません。

そういう中で、あそこに今、何十人か、何百人ではないだろうと思うんですけれども、入ってきて、そして、やはり飯場ですから、毎日食べるものは地元で買ってもらうように、飯場で作る食事等の準備は全部地元で買ってもらうようお願いをしながら、消費拡大をお願いすると、こういうふうなことが必要だろうと思います。すぐ隣に焼酎工場あるんですから、何ぼ飲んでもビン壊れることはないんでしょうけれども、そういう、あそこに泊まり込みの人には、ぜひ地元で、食事の材料は全部地元で調達してもらって、毎日うずら温泉に行って温泉に入って、そしてそういう現場とのいい関係をつくってほしいと、こういうことは進められると思います。ですから、私どもも、完全に入ってきたら、一度挨拶に行きながらお願いをしたい、こういうふうに思います。

それから、前段で山崎委員が言われたように、町税の均衡性、当然私どもは簡単にあきらめるような税ではありません。少なからず、率が小さいというのは、歳入欠陥を起こせば困るので低く見ていますけれども、この15%なり30%というような、当然ラインじゃなくて、滞納整理機構にお願いしている分だって、大体60から70が入ってくるわけですから、滞納分。そういうことを考えますと、これはあくまでも歳入の末端の率であって、予算に赤を出さないように、そういうことの安定的な率だということで御理解いただければ、ちょっと少ないというように見られるのはそのとおりでありますけれども、職員は、この倍も倍も徴収に歩くと。そして徴収す

		るというふうな考え方ですので、そういうことで御理解をいただきたい。 それから、厚沢部町は今、土木工事の現場になっています。恐らく北海道一の大型ダンプの行き交いしている町だと思いますけれども、そういう中で、いろんなそういう現場のほうも、この厚沢部町に何とか引っ張り込んで、厚沢部町で金を落としていただくような、そういういろいろなさいを振るってみたいと、こういうふうに思っています。
委 員 長		10 款地方交付税、あとはありませんか。（発言する声なし）
委 員 長		ないようです。
委 員 長		11 款交通安全対策特別交付金について、31 ページです。
委 員 長		交通安全対策特別交付金について、ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長		それでは、ないようですので、12 款分担金及び負担金について、32 ページから33 ページです。
委 員 長		4 番、松村委員
松 村 委 員		農林水産業費負担金というところで、農地耕作条件改善事業費受益者負担となっていますけれども、事業というのはどういうものなのか、教えていただきたいと。
委 員 長		農林商工課主幹
農 林 商 工 課 主 幹		まず、農地耕作条件改善事業というのは、ハードとソフトがセットの事業でございまして、ハードが暗渠排水整備など、ただ、令和3年度においては除礫も取り組む予定でございます。また、ソフト事業については、GPS ガイダンス等の導入というような事業になっております。 この受益者負担金につきましては、ハードの事業のほうの負担金でございまして、国のほうから10 アール当たり16 万円が交付されますので、その工事費の残を受益者負担にさせていただく

委員長 松村委員 農林商工課主幹 委員長 松村委員 委員長 農林商工課主幹	というようなものでございます。 以上です。 4番、松村委員 受益者というのは何名ぐらいなのでしょう。 すみません。今すぐ調べますので、申し訳ございません。 4番、松村委員 人数によるんだけれども、この1,988万7,000円、国のほうから反当16万円出るとなっているんですけれども、個人としては反当どのぐらいになるのか、それも教えてほしいんですけれども。 農林商工課主幹 まず、農林商工課の資料、資料ナンバー4の4ページを御覧いただきたいと思います。 工事費の予算額が合計4,640万3,000円を見ておりまして、その面積につきましては、暗渠排水が8,31ヘクタール、除礫については6,61ヘクタールということになっておりまして、暗渠排水につきましては、工事費大体ヘクタール当たり28万円程度で見ておりますが、工事費につきましては、田と畑で施工方法が違いますので、一概に幾らとは言えないというのが実情でございます。 また、除礫につきましては、暗渠とは性質が違いまして、石の置場があるか、運搬先がどこまであるかということで全然事業費が変わるんですけれども、ここについては、先ほちょっと答弁漏れなんですけれども、暗渠と違いまして、反当たり幾らということではなくて、受益者負担が45%と、率で計算されてしまいます。結構事業費は高い、同事業と比べて高いということに
---	---

委員長 松村委員 委員長 農林商工課主幹	なっております。 そういった内容でございます。 4番、松村委員 これは、一応事業期間は3か年ですか。 農林商工課主幹 御質問のとおり、事業期間は3年なんです、第3地区というのは令和2年度に立ち上げていますので、2年、3年、4年。令和3年度新たな地区を2つ立ち上げるという形で、そこについても3年間で、令和3年から5年までの3年間ということで、ちょっと期間はずれております。 以上です。
委員長 中山委員	1番、中山委員 この辺でちょっと質問したいと思います。 今の説明であれば、第3地区、第4地区、第5地区、これは地域ごとの団地といいますか、取りまとめというか、そういう中でやるということなんですか。
委員長 農林商工課主幹	農林商工課主幹 第3、第4、第5と、数字だけの地区なので分かりづらいと思うんですが、実は、この地区、全町全てを網羅している地区になります。では、なぜ1つの地区にしないかといいますと、実はソフト事業の関連ありまして、ソフト事業は1地区あたりに年間300万円しかソフト事業費が来ないと。そうすると、GPSガイダンスを入れるとなれば、大体1地区に6台程度しか入れられないんです。最大で8台程度です。令和3年度のGPSガイダンス等の導入希望を取りましたところ12名いらっしゃいまして、2地区が必要だということで、あえて地区を分けたというこ

委員長 松村委員 委員長 農林商工課主幹	とです。だから、中山委員おっしゃるとおり、本来的にハードの事業だけであれば、地区を分ける必要は全くございません。 以上です。 4番、松村委員 さっきの、大体個人的にどのぐらいの支払いになるか、反当、平均的には分かりませんか。 農林商工課主幹 例えば、今までの実績で、暗渠排水整備の負担ということでありまして、実際入札すると工事費が落ちますので、どの程度になるかは実際発注しないと分からないんですけども、大体工事費が反当たり22万円を切るくらい、その人の施工によって違うんですけども、大体平均で2割から3割5分の間ぐらいの自己負担ということになっております。 以上です。
委員長 委員長 委員長 委員長 香川委員	それでは、審議の途中ですが、15時50分まで休憩します。（15：38） 休憩前に引き続き議事を続行します。（15：50） 12款分担金及び負担金について、32ページ。 6番、香川委員 32ページになります。 2目の民生費負担金についてお尋ねします。民生費負担金260万円減という話でございますけれども、例えば、社会福祉費負担金、あと、児童福祉費負担金、2区分あるんですけども、勝手に自分の想像で、子供もだんだん減ってきて、預かり負担金とか、去年よりも減ってもいいだろうという予測、あるいはコロナの関係で老人福祉施設の使用が減っている、そういう意味で

委員長 保健福祉課主幹	減っているのかなと思うんですけども、実際どういう根拠でこの負担金が減っているのか、説明してください。 保健福祉課主幹 増減についてなんですけれども、まず認定こども園負担金、これについては40万円ほど減額となっております。これにつきましては、昨年度無償化の取組等もやったんですけども、今、算定としましては、ゼロから2歳児の保育利用ですとか、3歳児から5歳児の方は給食費の負担金のみというところで見えております。ただ、この中にも1号認定、2号認定というように、保育、教育に分かれて、毎年度負担金を徴収しているところであります。なので、来年度の見込みを立てる上で、今年度の実績も勘案して見ているところではあります。幼稚園の利用ですとか、ゼロから3歳児未満の利用というのを多少見込んではおるんですけども、実数に近いところというところでこども園のほうは見させていただいております。
委員長 保健福祉課長	保健福祉課長 老人のほうの関係ですが、高齢者生活支援事業の利用料のところを、昨年度から実績に合わせて、少し少なく、実績に伴った数にしているというところで少し減っています。令和2年度は736万円ぐらいを取っていましたが、今回590万円なので、少なくなっているかと思います。老人福祉施設負担金のほうは、むしろ昨年度よりも少し上がっているというところで、増減があるかなというふうに思っています。（分かりましたの声あり）
委員長 委員 山崎委員	12款、あと、ございませんか。 2番、山崎委員 総務費負担金の、公営塾の利用者負担金関係でありますけれども、前の質問で大体公営塾利

委員長 総務政策課長	用者が60人ぐらいと言っていましたかね。実際の見通し、ちょっと教えてください。中学生が何人、それから高校生も、今、入ってきているわけですから、見通し、どのくらい。それと同時に、できれば、公営塾でありますから受験の関係があります。今も、高校の受験が終わったんで、その成果というか、それ、どういうふうになるか、その情報入っていますか。 総務政策課長 積算につきましては、一応12か月という見方をしておりますが、人数的には50名ほどで積算しております。前にもお話ししましたが、中学3年生が月5,000円、それから、それ以外の中学生1、2年と高校3年生までで月々3,000円ということで、一応50名程度で12か月分ということで見ております。 中学1年生、新しい1年生につきましては、ある程度学校に慣れるまでは、塾、2学期辺りから塾のほうに通えるような形でと。それから、まだ分からないんですけども、今、募集しているところなんですけれども、まず、同じぐらい、今現在のように入っていただけるのであれば、やっぱり冬期講習だとか夏期講習も含めて60人程度にはなるのかなという気がしております。 状況でございますけれども、現行の1年生が全学年のうちで7割ぐらい入っていると。全体でも6割超えている子供たちが、今、塾に通われているということなものですから、見込みよりも恐らくは増えるのかなというところでございます。 今、受験シーズンも終わりました、今のところ、高校が来週発表になりますけれども、取りあえず、今、塾に通っている子供たちで、私立の推薦だとか、私立のほうに行くというのが、4名ほどおります。もう決まっているところです。一応第一希望ということで。それから、江差高校に、塾に来ている子しか分からないんですけども、江差高校を目指している子が、中学3年生
-----------------------	---

委員長 山崎委員	15人いるんですけれども、15名のうち5名ほど、江差高校に行きたいというような情報は今のところ聞いております。 2番、山崎委員 今度、情報として皆さん承知していると思いますけれども、公営塾が共済組合の事務所を改良して、あそこが公営塾という、それから、職員住宅は、塾の講師の住宅ということで、町長もおっしゃっているとおりに体制がきちっと今度はなるわけであります。私は、ある意味では、もっとももっと期待度が高まるのではないかと感じています。それと同時に、去年の中学校の所管事務の関係でお邪魔したときに、校長先生とよく話しをしましたら、塾と学校は、相対で情報交換しながら、いろんなやり方を、共生といいましょうか、お互いにやりましょうと、そういう話合いをして、学校の校長先生の話だと、かなり子供たち、学力が伸びているという話、言っていました。そういうことで、ぜひ、この公営塾が新しい厚沢部町の目玉になってほしいし、将来ある子供たちに大いに学力をつける一つの機関として活動してほしいなというふうに思っています。 そういうことで、多分50名とかとなれば、中学校の半数以上の子供たちが塾に通うようになるというふうに思いますので、私どももいろんな形で応援したいなというふうに思っています。 特に、町長からコメントをいただきたいのですが、今の共済組合の建物を利用して、塾をどのような構想で運営しようとしているのか、その辺、もしありましたらお願いしたいと思います。
委員長 総務政策課長	総務政策課長 2階建てで、下も事務所、2階も会議室ということで、すごく、今、ゆいま〜るの2階を借りているんですけれども、これだけの人数になりますと、やっぱりちょっと狭小、狭いということ

委員長 山崎委員 委員長 農林商工課主幹	もありますので、ほかのスタッフルームも考えながら、一応同じ学年でもやっぱり学力の差はあると思うんで、そういう学年でもクラス分けするような形で、広さを使いながら、区分けといいますか、教室をある程度確保できればなとは考えております。 ぜひ、令和４年の４月から、多少中は直さなければならぬところは出てくるのかなとは思いますが、なるべく早く、そちらの道南ＮＯＳＡＩさんの事務所のほうを何とか早めに活用できればなと考えております。 ２番、山崎委員 もう一点、ありました。 それから、農林の水産業負担金の関係で、国営相和の過年度の負担金が４００万円というような、私に言わせれば、大変少ない額を目標として立てているなど思ったりしています。この４００万円の根拠というのは何なんですか。 農林商工課主幹 先ほど税のほうでも答弁ありましたとおり、相和負担金に関しましては、当初予算では過剰に収入を見るということではなく、今年度も２回補正を組ませていただきましたが、大きな処理が終わるたびに補正予算ということで、その額を確実に予算計上していく形になっております。 また、４００万円というのは目標値ではございませんで、最低限これくらいはいけるだろうという数字でございまして、実際に令和元年度については、納付額が３，８９０万円、令和２年度に対しても、今の見込みですけれども、１，８９４万円ということで、可能な限り徴収していくという原則は、私どもは変えておりません。 以上です。
--	--

委員長 山崎委員	2番、山崎委員 これは予算ですから、あと決算とか監査のときにはそれなりの発言をさせてもらいたいと思いますけれども、やっぱり今、代表監事もおりますけれども、滞納を長引かせることが問題を深刻にさせてきたわけですから、やっぱり400万円のものでも、例えば1,000万円にしたとしても十何年もかかるわけだから、残金から逆算しても。そういうことで、問題性はかなり大きいということだけは認識して、最大限の理解を求めて、お願いしてほしいなというふうに思います。
委員長 山崎委員	答弁要りますか。 いや。津野さんは現場で一番あなたは苦労しているんだけど、もし、その辺のコメントでもあるんなら聞きますよ。
委員長 農林商工課主幹	農林商工課主幹 確かに、山崎委員おっしゃるとおり、長期にわたってしまったというのは、今現在納付を困難にしている一因だということは私どもも認識しております。ただ、やはり法律上の問題もありますので、今現在できること、あとは資産の状況とか現金の状況もありますので、どこまで納付できるか、そういう問題を抱えつつ徴収をしているわけですが、やはり、私どもも山崎委員と同じ考えで、なるべく早くに未納は解消したい、そしてなるべく多くの徴収をしたいということは同じ気持ちではございますので、ただ、やはり法律の制約とか現実の問題とかありますので、なかなかうまくいかない部分もございますので、その辺については御理解いただければと思います。よろしくどうぞお願いいたします。
委員長	12款、あと、ございませんか。（ありませんの声あり）

委	員	長	1 3 款使用料及び手数料について、3 4 ページから 3 7 ページです。
委	員	長	1 3 款、ありませんか。（発言する声なし）
委	員	長	それでは、ないようですので、1 4 款国庫支出金について、3 8 ページから 4 1 ページです。
委	員	長	ありませんか。国庫支出金について。（発言する声なし）
委	員	長	それでは、ないようです。
委	員	長	1 5 款道支出金について、4 2 ページから 4 7 ページです。
委	員	長	道支出金について、ありませんか。
委	員	長	2 番、山崎委員
山	崎	委 員	これ、私の発言がずれているかもしれないんだけど、農林水産の道補助金が、多面的機能 支払交付金というのがかなり大きな額の金額があるんです。私どもも組合というか、グループを つくって、いろんな、合わせたような行動を起こして、いろんな補助をいただいて……
委	員	長	山崎委員、4 4 ページですね。
山	崎	委 員	4 4 ページです。
			補助金を頂いてやっています。ですから、ただ、今、私は、今回一般質問しましたけれども、 今、厚沢部町の農業者が共通している大きな問題というのは鳥獣被害なんですよ。ですから、場 合によっては、この 5, 3 0 0 万円というものすごいお金が入ってくるわけですから、これにプ ラスして 7, 0 0 0 万円くらいのお金を出すわけでしょう。鳥獣被害に。だから、この部分を利用 しながらでも、徹底的にした鳥獣対策を、できればメニューの中に入れてほしいなと思っています。 それを、皆さんでお互いに話をして、理解すればできると私はと思っています。
			だから、そういうような形で、例えば、箱わな、熊の、ああいうものを徹底的に作って、どん

委員長 農林商工課主幹	どん、それから、鹿のくくりわなとかそういうものも、やっぱり資金力がなくてはできないものですから、これをお互いが理解をして、共通財源として拋出しながら、厚沢部町のそういう鳥獣被害対策に対して向かっていくという、できればそういう方向性が固まればいいなというふうに私は考えているのですが、ちょっとずれた発言ですかね。 農林商工課主幹 多面交付金の内容については、今、山崎委員から御紹介いただいたとおりなんですけれども、この事業で鳥獣被害対策ができるかと言われれば、山崎委員がおっしゃるとおり、実はできるんです。やはり、各２３団体が、それぞれの団体で皆さん共通認識を持っていただいて、この財源を生かして、例えばわな、電牧でもいいですし、そういうものを整備しようということで、総会で決めていただければ、事業は実施できますので、ただ、確かに鳥獣被害対策、数字でもかなり大きなもの、実感でも大きなものになってございますので、私たちも、機会あるときに、各団体に多面交付金の中でこういう取組もできますよということで御紹介していきたいとは考えております。 以上です。 道支出金について、あと、ありませんか。
委員長 上戸委員	７番、上戸委員 今の山崎委員と同じページになるんですけれども、そこの農林水産費の道の補助金のところで、国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金、長い補助金なんですけれども、５１８万７，０００円、これは何のもののか、説明をお願いします。
委員長	農林商工課主幹

農 林 商 工 課 主 幹	御参考までに、農林商工課の資料ナンバー４の３ページをお開きください。
	中央辺りに国営造成施設管理体制整備促進事業費ということで、土地改良区へ管理委託している、そして、一番右側の欄に書いているため池、頭首工、揚排水機等の管理費に対するものでございます。そちらのほう、町が土地改良区とかに委託してやったりはしているんですけれども、それに対して国から補助金が７５％交付されるということです。
委 員 長	７番、上戸委員
上 戸 委 員	そうしたら、あちこちに頭首工ありますけれども、そのほとんどを土地改良区に委託しているということで、その管理費をもらっているということでもいいんですね。それで、ため池の１か所というのはどこを指すんですか。
委 員 長	農林商工課主幹
農 林 商 工 課 主 幹	頭首工とかの管理につきましては、上戸委員おっしゃるとおりでございます。ため池の場所については、確認しますので、後ほど答弁させていただいてよろしいでしょうか。
委 員 長	６番、香川委員
香 川 委 員	４５ページになります。６目の教育費道補助金についてお尋ねしたいと思います。
	一番下の科目の地域づくり総合交付金、館城跡保存整備事業分３５９万円載っていますけれども、それと、さっき聞ければよかったんですけれども、１４款に歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費補助金とあります。これ、どちらも館城跡の保存整備事業に使われる交付金なのでしょ
	うか。
委 員 長	教育委員会主幹
教 育 委 員 会 主 幹	館城跡保存整備事業に対する国と道の補助金であります。国につきましては２分の１補助、道

委員長 香川委員	の補助金につきましては4分の1補助になっておりまして、大体総事業費1,400万円に対してのそれぞれの補助金となります。 6番、香川委員
委員長 教育委員会主幹	今、館城跡保存整備事業、進んでいると思うんですけども、現時点でどの程度進捗しているのか、教えてください。 教育委員会主幹
委員長 教育委員会主幹	これまでの館城跡の保存整備につきましては、検討委員会で協議を進めてきました。新年度、令和3年度から国と道の補助金を使っていよいよスタートする。これにつきましては、12月の議員全員協議会でも若干御説明しているところなんですけれども、AR等の映像技術を使った復元を最終的に目指しまして、令和3年度から令和8年まで、現段階ではこの事業期間ですが、国の補助金によっては、後ろに延びていく可能性があります、令和3年度から令和8年までの計画で現在国に申請して、内定をいただいているところであります。
委員長 香川委員	6番、香川委員 ということは、今、もう調査の段階は終わっていると。そして、これから実際にARなりVRの元姿とすり合わせ、実際多分きっとスマホなりVRなりを使って元姿とすり合わせたりとか、その辺を今年から、どこか業者に委託して進めていくという考えでしょうか。
委員長 教育委員会主幹	教育委員会主幹 それでは、教育委員会の資料のほうを御覧いただければと思います。 資料ナンバー10、教育委員会の予算説明資料でございます。こちらの4ページ、中段にあります館城跡保存整備事業、令和3年度につきましては、(1)からあるんですけども、基本計

	画の修正、年間スケジュールと委員会を開催するということと、調査関係をやっていくと。これに合わせて住民説明会を開催するというのが令和３年度の計画であります。 令和４年度以降につきましては、この下にありますように、基本計画の修正を令和５年に完成させまして、また、調査も含めながらやっていきまして、基本設計、実施設計をつくり、堀、土塁、柵の復元、排水工事などとガイダンス施設整備、それで最終的にＡＲ、ＶＲという映像の復元、これに向けて進んでいくという計画であります。
委員長 香川委員	６番、香川委員 それと、地域づくり総合交付金、館城跡保存整備事業分、そして、その上の科目のほうに、昨日、私も一般補正のほうでも質問させていただいたんですけれども、地域づくり総合交付金でも、地域防災力強化事業分とあります。地域づくり総合交付金というのは、２科目に分けてもいい交付金なんではないでしょうか。
委員長 総務政策課長	総務政策課長 地域づくり総合交付金については、道の交付金になります。その事業ごとにそれぞれメニューがありまして、そのメニューごとに、今回歳入のほうでは歳出に合わせて、それぞれの費目でこういう予算計上しているという形になります。
委員長 香川委員	６番、香川委員 昨日、一般補正の説明の中で、地域防災力強化事業分、これ、３か年にわたっての交付金だという話で聞いたんですけれども、館城跡保存整備事業分、そこらは何年を見越しての交付金を受けられるのでしょうか。
委員長	教育委員会主幹

教 育 委 員 会 主 幹	そちらのほうは、先ほど総務政策課長から説明がありましたように、メニューがそれぞれありまして、こちらの補助金は、文化庁の補助金に対して文化庁が2分の1出す事業費に対して、4分の1が確約されているような形になっています。ですので、文化庁の事業が令和8年度まで予定しておりますので、令和8年度まで道予算の関係もあると思うんですけども、基本的には令和8年度まで補助されるという仕組みになっております。
委 員 長	それでは、先ほど上戸委員から質問がありましたため池について回答があります。
委 員 長	農林商工課主幹
農 林 商 工 課 主 幹	先ほど上戸委員から御質問がありまして、即答できなかった部分なんですけれども、ため池につきましては、上里のため池です。 以上です。
委 員 長	よろしいですか。
委 員 長	あと、15款道支出金について、ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようです。
委 員 長	16款財産収入について、48ページから49ページです。
委 員 長	7番、上戸委員
上 戸 委 員	49ページになりますけれども、不動産売払い収入のところで、町有分譲宅地売払い収入545万6,000円見えていますけれども、去年と全く同じ金額のようなんです。それで、去年のものではないんですよ。また、同じようなところを売るということでいいんですね。
委 員 長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長	こちら、緑町の町有分譲地として、予算の設定としては1区画ぐらい売れる見込みで、場所的

委 員 長	には同じところを見ております。
上 戸 委 員	7 番、上戸委員
委 員 長	そうしたら、今年も売れそうだといいんですね。
税 務 財 政 課 長	税務財政課長
	売れるかどうかは正直言って私も自信ないところですが、しかし、最近になって、2 件ほど、建設会社のほうから、この場所ではないんですけども、この周りの土地で問合せがあったところでありまして、ちょっとだけ期待はしているところでございます。（うんと P R してくださいの声あり）
委 員 長	あと、ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	それでは、1 7 款寄附金について、5 0 ページです。
委 員 長	ありませんか。
委 員 長	2 番、山崎委員
山 崎 委 員	5 0 ページのふるさと寄附金のことではありますが、2 , 5 0 0 万円。私、資料を今持ち合わせていなくて、休憩室のほうにあるんですが、実は、見ても、厚沢部町は決して上のほうのランクではないんですよ。上のほうのランクでは億の単位ですらっと並んでいる。檜山郡の中でも、どちらかというと、やっぱり海のある町がランクが上なんです。だから、何が何だかさっぱり私には分かりませんが、その辺を分析して、起死回生、一番になるように、町長、策略ありませんかね。何か、海岸、海の町は億の単位でどんどん来るようになっているんですよ。どうですか。
委 員 長	税務財政課長

税 務 財 政 課 長	昨日お配りした資料でも、紋別市ですとか根室市ですとか釧路市ですとか、上位に来ているのは、海の町、そして、また、海がなくても畜産、牛肉だったりそういったものを返礼品に使っているところが、桁違いの寄附額を集めているのが実態でございまして、厚沢部町、正直下から数えたほうが早いような感じなんですけれども、そこの返礼品に関していうと、厚沢部町で海産物を売るわけにもいかないですし、厚沢部町でないものを出して集めるということもできないと思いますので、今、現状で、厚沢部町は、それにしても人気の高いものも結構ありますので、金額は正直かなわないのかもしれませんが、こちらアイデアを絞りながら、増やすような方向で、寄附金が増えるような策を考えていきたいなというふうに考えておりますけれども。
委 員 長	2 番、山崎委員
山 崎 委 員	やっぱりあれなんだろう。寄附金でも返礼品の期待が大きいんだろう。やっぱり私も、毛ガニだとかイクラだとかホタテだとか、そういうものを頂ければ、本当にありがたいですもん。だけど、私どもはメイクインもあるし、おいしいスイートコーン、メロンだとかもあるんだよ。だから、あとはアイデアだとか、何かがもう一工夫なのか。令和 3 年度、課長、期待していますから、ぜひ、上位狙って頑張ってほしいと思います。
委 員 長	1 7 款、あと、ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	それでは、ないようですので、1 8 款繰入金について、5 1 ページから 5 2 ページです。
委 員 長	繰入金について、ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようです。1 9 款繰越金について、5 3 ページです。（発言する声なし）
委 員 長	それでは、2 0 款諸収入について、5 4 ページから 5 9 ページです。
委 員 長	5 番、山田委員

山 田 委 員	５８ページになるんですが、雑入で、真ん中よりちょっと下の見守りロボット、これについて質問したいと思うんですが、もう回覧板にも出ているとおり、私もこれ、何件か聞かれたものですから、今、質問します。 この利用者負担金収入１５０万円少々なんですが、これについて、資料説明にも出ておりますが、対象者が７５歳以上の高齢者に対して、初期費用１万２，６００円、月額６，０００円というのは少々高いような気もするんですが、この辺についてどうなのでしょう。
委 員 長 保 険 福 祉 課 長	保健福祉課長 見守りロボットの負担金の関係なんですが、初期費用のところは、そのロボットのセッティングが必要になってきます。その利用者さんにあった内容に設定することが必要になってきますので、例えば子供さんが遠くにいたりとか、あるいはその方にとって、いろいろな設定が個々に違うんですよ。一律にどんといくようなロボットではなくなるので、その設定で、初期に使えるようにする初期設定でこの金額が必要になってきます。あと、月々の利用料６，０００円というのは、通信費も込みなので、これは、６，０００円相当はやはりかかるというところで設定しました。
委 員 長 山 田 委 員	５番、山田委員 今のところ、問合せだとか申込みだとか、まだ始まったばかりなんですけれども、これに対してはあるんですか、問合せ。
委 員 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 まだ、チラシ、回覧が回ったばかりですので、実際のところは、住民の方からの問合せはまだないんですが、やはり見守りのことをやっていたいでいる民生委員さんとかには、月１回必ず

委員長 山田委員 委員長 保健福祉課長	独居の高齢者の方にも回ってもらっていますので、民生委員さんの会議等ではこれを紹介して、もし必要な方、民生委員さんが進められるような方がありましたらということで紹介させていただきました。 今、1件は、まだ決定ではありませんが、実証実験で参加してくれた女性の方がちょっと興味を示していただいている、いろいろお話を聞いている状況にあります。これからかなというふうに思いますし、いろいろな場面でPRも、あるいは地域包括支援センターのほうには、遠くにいる子供さんからの相談というのが結構今あります。そうなったときに、遠くにいて、一人残している親を見守りをしたいんだと。何かそういうサービスは厚沢部町にはないのかという相談も今まであった経過もありますので、そういう相談のときには、この見守りロボット、紹介をしていきたいと思っていますし、遠くの方が見られるのであれば、ホームページに載せて、子供さん方も確認できるような形にこれからしていきたいと思っています。 5番、山田委員 何とか20台、利用者いけるように頑張りたいと思うんですが、もし20台以上いった場合の貸付け基準というのは、30台になるか、もしかしたらまだまだ増えるかも分からないんですけども、そういった場合には、基準というものはあるんですか。20台以上になった場合。 保健福祉課長 このロボットの台数をどのくらいに置くかというのはいろいろ検討したところですが、実際のところ、対象者も75歳以上で、おおむね独居の方を想定しております。このロボットは、昨日も話したんですが、コミュニケーションを取っていくロボットということなので、このロボット
---	--

委員長 山崎委員	の利用を理解できる対象の方でないとなかなか厳しいのかなというふうに考えております。例えば、認知症が進んでいる方ですと、このロボットがあることで、ロボットから声が出ることで不穏になるという状況も想定されますので、そういう対象を絞り込んでいったとき、あるいはこの月々の6,000円の利用料を考えたときに、どのくらいの対象が挙がるかなという想定を当初考えたときに、ざくっと、利用できるかなという方で50名ちょっとぐらいが想定されたんです。そういうのも考えますと、やはり20台ぐらいがいいのかなという。それ以上どんどん増えていくという状況ではないのかなというふうにも考えて、20台としております。なので、増えるというよりは、途中で使えなくなって返却ということもありますし、ロボットですので、何年間かすると、また変わっていくということも想定しまして、今、20台としているところです。 (分かりましたの声あり) 2番、山崎委員 今のこの見守りロボットと関連質問です。 町長の執行方針の中にも、今、急速に高齢者の人口が増えて、どちらかというと独居の高齢者の人方がかなり多くなっている。そういう中で、やっぱりそういう人方の見守りというのは、大したいい手段だと思っているんです。ロボット、それで会話ができるというのは素晴らしいことだと思うんです。私は、月6,000円の利用料なんて、そんなこと言わないで、これ、独居老人の家庭全てに台数的なものを購入して、無償で、健康管理のために、私は配付したいと思っていますよ。ぜひ、それはこれから、町長、多分うんと言うと思うんで、そういうことで。 だから、私は提案しましたがけれども、高齢者向けに、福祉年金とか、いろんな手厚くやっているわけですから、それをちょっと角度を変えて、本当にどうなんだという、もしそういう考え方
---------------------	---

委員長 山崎委員 委員長 保険福祉課長	が変わっていく必要があると思います。そういうことであれば、このロボットを全戸に配付して、常にこちらのほうと連絡取り合いながら健康管理をしていくということが、私は、これからの本当の高齢者の生活支援になるんだと、そんな感じを思っています。ですから、私は、こういう予算をどうのこうのするということとはできないと思うんだけど、ぜひ、令和４年度に向けて、物の考え方としては、そういう方向性があるよということも幾らか議論の過程に入れてほしいなというふうに思っています。 答弁。 どうでしょうか。 保健福祉課長 いい御意見をありがとうございます。本当に、今見守りを必要とする高齢者の方は非常に増えておりまして、同時に、いろいろな形での見守りの仕方が提案されてきているなというふうに感じています。いろいろな団体と町も協定を結んで見守りをしていくということもしておりますし、物としては、いろいろな業者が紹介に来ていますが、ちょっと離れるかもしれませんが、例えば電球をつけて、１日１回必ず使うような部屋に電気がつくつかないかで、センサーで察知するとか、そういうようないろんな提案をされています。そういういろいろな提案を、その高齢者にあった状態で、私たちは紹介していければいいのかなというふうに思いますし、そういう簡単な操作でできるものは金額も安いんです。月々の金額も安いので、その個々に合った、その人の見守りが必要な状況に合ったものを、私たちは相談を受けながら提案していこうと思っております。このロボットは、やはり機能もたくさんありますし、あと、ロボット本体の価格も高いものです。なので、しっかりこの対象を絞り込んで、実際やってみて、どのくらいの反応だと
--	--

委員長 松村委員	か、どういう成果が出るのかも踏まえて、今後、私が検討するとは言えないんですが、考えていく一つの要素になるかなと思います。それが、この４月からスタートするということなので、また、結果、どういう状況かを報告させていただきたいなと思っています。 ４番、松村委員 今の、見守りロボットなんですけれども、やはり周知していないんですよ。これ、どういうものか分からないんですよ。ただ、このファックスが、回覧回しただけでは。あるんだなというだけで、使い方も分からない、どこにいるのか分からない。まず、最初に、老人クラブとか、赤沼町はふれあいありますから、そういうところに持ってきて、実際に見せてみて、そうしてやってもらえば、ある程度、これいいなというような方がいるんじゃないかと思います。ただ、その辺、もう少し考えて、２０台も今回予算を見ているので、２０台以上になるように努力していただきたいと思います。答弁はいいです。
委員長 中山委員	あと、ありませんか。 １番、中山委員 同じページなんですけれども、５８ページの、その見守りロボットは、やっぱりこれからいろいろ頑張ってください、老人のために尽くしてほしいなというふうに思います。 その上に、市町村の振興宝くじ交付金があります。ずっと、これ毎年あるんですけれども、今年はどうな形で、何に交付金を対象にするのか。
委員長 税務財政課長	税務財政課長 こちら、何の事業というか、一般財源としてそれぞれの市町村に交付されているものなんですけれども、一応原資といたしましては、サマージャンボ、あとハロウィンジャンボの宝くじの売

	上金を原資としてそれぞれ市町村に交付されているものなんですけれども、そのものによっては、例えば防災に使ってくださいですか、ほかに、今、覚えていないですけれども、何に対してどうこうとかというものではなくて、その収益金のうちの何分の1かを、それぞれの市町村に交付しますよという宝くじの交付金です。
委員長 中山委員	1番、中山委員 過去3年間、各地区にいろいろと要望があった中で、この交付金が交付されていると思うんですけれども、去年、おとし、その前の年、どんな形でこの交付金が利用されていますか。
委員長 税務財政課長	税務財政課長 おっしゃられているのは一般コミュニティーの助成事業のことかなと思うんですよ。例えば、赤沼ですと、最近お祭り用の備品ですとか、あと、美和の町内会で防災の備品を買ったりですとか、これの交付金とはまた違う交付金、一般コミュニティ助成事業という、それも宝くじが原資となっているんですけれども、これは、それとはちょっと違うものでございます。
委員長 中山委員	1番、中山委員 大変これ、例えば各地区ごとに、集落ごとといいますか、地区で何かやりたいという場合には、この交付金はどんな形の中でも利用できるのかどうか。ただ、今言ったように、あまりはつきり過去3年間の使い道を言わなかったんですけれども、その辺の今年度の使い方といいますか、それについては全然まだ考えていないということですか。
委員長 税務財政課長	税務財政課長 その交付金とは、この市町村宝くじ交付金というものとはまるっきり別な交付金で、今中山委員おっしゃられているのは、町内会で何か事業をやりたいとか、そういったときに使う交付金の

	ことをおっしゃられていると思うんですよ。それとは、この交付金はまるっきり違います。これは、あくまでサマージャンボとハロウィンジャンボの。要するに売上げがちょっと上がったら金額も上がりますし、ただ、市町村の人口だとかそういったことの割合で配分される、ただの交付金なんですよ。今言われているのは、一般コミュニティ助成事業という形だと思うんですよ。それは、それぞれの地区で、町に今年度はこういう要望をやりたい、こういうことをやりたいだとか、そういったことを話しをして、連絡協議会、そういった中でもんで、優先順位をつけて要望しているということでございます。
委員長	1 番、中山委員
中山委員	分かりました。ということは、使い道は決まっていけないというふうに理解していいんですか。
税務財政課長	はい。
中山委員	はい、分かりました。
委員長	あと、ありませんか。
委員長	2 番、山崎委員
山崎委員	59 ページの上のほうなんです、情報通信設備貸付収入というのは、837 万 9,000 円。結構大きな金額になっているんですが、これはどういう事業ですか。
委員長	総務政策課長
総務政策課長	これ、光ケーブルです。加入されている方、インターネットをやるので光ケーブルを引っ張っている方は月々 700 円負担していただいているんです。その年間分の収入ということになります。町の財産です、光ケーブルは。それで、加入者から月々 700 円相当の収入として町に入ってくるわけです。

委 員 長	光ケーブルの使用料、700円全額入るということですね。
山 崎 委 員	これは、何人分というか、何台というのは、数で分かりますか。かなりの大きな人数になるんでしょう。（ちょっとお待ちくださいの声あり）
委 員 長	総務政策課長
総 務 政 策 課 長	840件です。
委 員 長	山崎委員、840件だそうです。利用者。よろしいですか。
山 崎 委 員	はい。
委 員 長	10番、佐々木委員
佐 々 木 委 員	その下の移設工事補償費83万3,000円は、どういったことでしょうか。
委 員 長	総務政策課長
総 務 政 策 課 長	その下の工事補償金というのが、今、道道乙部厚沢部線のかさ上げの道路整備工事をやっているんですけども、そこも今、光が通っているところがあるんですけども、その移設の関係で、北海道のほうから補償金が入るという予算であります。
委 員 長	諸収入について、ありませんか。
委 員 長	6番、香川委員
香 川 委 員	また、その情報通信設備貸付収入ということなんですけれども、今、始めて知ったんですけれども、光ケーブル自体、所有者というのは町になるんですか。
委 員 長	総務政策課長
総 務 政 策 課 長	光ケーブルの施設と一部電柱も、自分のところで立っているものも、町の部分もあります。
委 員 長	総務政策課長

総務政策課長	それ以外は、耐久性の問題もあるんですけども、北電柱だとかN T T柱に共架させてもらっているところもあるんですけども、それについては、逆にうちのほうから共架料として支払いを一部しているところがあります。ケーブル自体は町の財産であります。
委員長	6 番、香川委員
香川委員	全町を網羅しているんですか、それって。
委員長	総務政策課長
総務政策課長	今から 6、7 年ぐらい前、整備した段階では、一応規模取りまとめをして、その時点では 1 0 0 % ということしております。ただ、本当の山奥まで引っ張っているかとなると、そこまでは引っ張っていないです。その後、例えばもともと親がいて、その後息子さんが帰ってきて使いたいんだけどもとなって、実はそこまで引っ張らされてなかったということもございます。ただ、事業をやっている最中であればいいんでしょうけれども、例えば 1 キロメートル近く今の終点からもし引っ張るとなると、大体 1 0 0 万円から 2 0 0 万円ぐらいの経費がかかるというところがございます。
委員長	4 番、松村委員
松村委員	この情報通信設備貸付収入というのは、町で個人からもらっているんですか。
委員長	総務政策課長
総務政策課長	これは、要するに、月々の使用料の中に、その 7 0 0 円相当が入った形で N T T さんに取りられているはずなんですよ。N T T から町がこの分受けているということです。
委員長	2 0 款、あと、ありませんか。（発言する声なし）
委員長	ないようです。2 1 款町債について、6 0 ページから 6 1 ページです。

委 員 長	2 1 款町債について、ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので、歳入全般について、質疑ありませんか。
委 員 長	9 番、高田委員
高 田 委 員	さっき、聞き漏らしたというか、ページ数では 3 9。
	民生費の国庫補助金のところの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、この中身を教えてください。
委 員 長	保健福祉課主幹
保 健 福 祉 課 主 幹	これにつきましては、国の補助事業を活用しまして、今、あっさぶ荘に空調設備を設置しようとするものであります。1 0 分の 1 0 で国から補助をいただきまして、あっさぶ荘の食堂のホールですとかのところに感染予防、熱中症対策として空調設備を設置する予定としております。
	以上です。
委 員 長	あと、収入全般、ありませんか。
委 員 長	4 番、松村委員
松 村 委 員	同じページの上の、個人番号カード交付事業費というのは、これはどういうものですか。教えてください。
委 員 長	同じページ、戸籍住民基本台帳費補助金ですね。
委 員 長	保健福祉課主幹
保 健 福 祉 課 主 幹	これにつきましては、窓口業務で個人番号を交付している事務を行っているものであります。これの対象経費については、詳細を持ち合わせておりませんが、事務的な経費、あとはシステム運用の部分の経費、これ等に対して国から支援をいただいているというものになっております。

委 員 長	以上です。
松 村 委 員	4 番、松村委員
	ちょっと聞き取れなかったんで、これ、1 3 7 万 1 , 0 0 0 円と、人数なり根拠はなんでしょう。ちょっと聞き取れないんです、すみません。
委 員 長	保健福祉課主幹
保 健 福 祉 課 主 幹	これにつきましては、住民年金、窓口でマイナンバーカードの交付事務等を行っているものがあります。詳細、数字を持ち合わせておりませんが、そこに関わる人件費またはシステムの運用経費、こういったものが国から補助を受けられるということで、その部分の歳入を見込んでいるものであります。
	すみません、失礼しました。
松 村 委 員	分かりました。
委 員 長	歳入全般について、あと、ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので、審議の途中ですが、本日はこれをもって散会いたします。
委 員 長	明日は午前 1 0 時から開会いたします。
委 員 長	皆様お疲れさまでした。（1 6 : 4 8）